

学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の者が、行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

(目的)

第1条

いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた取組を積極的に行う。

(方針)

第2条

1 いじめ問題に関する基本的な認識

- (1) 「いじめは決して許されない行為である」という認識
- (2) 「いじめはどの学級においても発生することがある」という認識
- (3) 「しばらくは様子を見てみようといった問題ではない」という認識
- (4) 「たとえ学校外のいじめ行為についても学校には指導責任がある」という認識
- (5) 「問題の解決を生徒や保護者だけに任せではなくなければならない」という認識

2 いじめ問題に対する姿勢

(1) 早期発見とスピーディーで確かな初期対応に努める

- ・気になることがあれば、決して放置しておかないと。
- ・まずは、事実行為を客観的に把握する。
- ・いじめの事実が明らかになった場合には、関係する保護者に対していじめの事実や学校対応について説明する。

(2) 学校としての組織的な対応に努める

- ・学校対応は、学級担任や学年団だけに任せておかないと。
- ・家庭訪問の際には、学級担任に管理職が同行し、学校としての方針や対応について説明する。

(3) 関係機関に対する報告の徹底と保護者に対する適切な説明に努める

- ・状況によっては、学級、学年の保護者に対しても説明し、今後の学校対応等について理解と協力を求める。

(取組)

第3条

1 相談体制の拡充

(1) スクールカウンセラーの利用

学校の相談機能を高める。

(2) 緊急窓口の整備

深刻な事案に迅速に対応できるよう相談窓口を設置し、いじめ相談に対応する。

(3) スクール・ソーシャルワーカーの配置要望

スクール・ソーシャルワーカーを配置し、解決困難な問題を支援する。

2 実態把握の改善

年に一回アンケート調査を実施し実態把握に努める。

3 教員の取組

(1)いじめ対策マニュアル、指導資料の活用

(2)教員研修の実施

いじめ防止にかかる研修を実施する。

4 生徒の自主的な取組

(1)生徒が主体となって活動する場の設定

生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導する。

5 いじめ防止強化月間の設置

いじめ防止にかかる月間を策定する。

6 教職員の指導力向上

(1)いじめの詳細な分析

いじめアンケート調査を年一回実施し、報告されたいじめの状況を詳細に分析し、指導に生かす。

(2)インターネットを通して行われるいじめの防止

情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

(関係機関との連携)

第4条

1 いじめを想定した会議の開催及び緊急時の対応の強化

いじめや暴力行為等に関して、関係機関等との円滑な連携や速やかな対応の在り方を検討する。

2 児童相談所、福祉部局等との連携強化

いじめの内容によっては、連携の強化を図る。

3 法務局との連携

(1)人権擁護委員と連携した啓発活動

いじめに関する相談窓口の周知、啓発活動を行う。

(留意事項)

第5条

1 いじめの事実を学級、学年の生徒や保護者に伝える場合には、できるかぎり当該生徒やその保護者の意思確認をしておくこと

2 必要に応じ、教育機関、福祉機関、医療機関の支援、指導を受ける

3 事後においては、当該児童に対するきめ細かな指導を継続し再発を防止する

平成26年4月1日施行